

	質問要旨	回答
令和8年6月4日回答	受診勧奨通知において配布数の下限、上限は有るか。	受診勧奨通知の配布数の下限、上限は設けておりません。
	医療機関向けの連携通知の配布数について。	医療機関向け連携通知について、昨年は佐賀市内約130医療機関に対して、約3,000名のリストを送付しております。
	抽出、分析に係るデータの授受方法について指定はあるか。	指定はありません。
	類似実績は必須か。	必須ではありません。
	プレゼンテーションについてオンラインでの参加は可能か。	対面での参加をお願いします。
	令和7年度特定健診受診者数をどうなっているか。	令和7年度特定健診受診者数（令和8年5月31日時点）につきましては、別紙1にまとめておりますので、ご確認ください。
	令和8年度特定健診の対象者数をご教示ください。	現時点では約3万人を見込んでいます。
	「健康管理を行うツール」を活用した内容を盛り込むこと、とあるが、このツールとは既存のものを指しているか。それとも、新たに作成する必要があるか。	既存のツールの活用、新規でのツールの作成、どちらでも構いません。
	令和7年度の勤奨について	大規模勤奨については、9月頃及び1月頃に行い、それぞれ約12,000名への通知を送付しています。また、それとは別に年間通じて随時、約3,500名へ通知を送付しています。
	令和7年度の通知物発送以外の勤奨（SMS、電話等）について	個別電話勤奨、医療機関訪問、自治会等への呼びかけなどを行っています。
通知物の郵送料は委託費に含めるとの認識でよいか。	お見込のとおりです。	
下記データの提供は可能か。 【被保険者マスタ】 国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD_IF015) 【特定健診データ】 健診結果情報等（FKAC131,163,164） 【レセプトデータ】 厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったもの 医科・・・「21_RECDEINFO_MED.CSV」 DPC・・・「22_RECDEINFO_DPC.CSV」 歯科・・・「23_RECDEINFO_DEN.CSV」 調剤・・・「24_RECDEINFO_PHA.CSV」	提供可能です。	
令和8年6月10日回答	複数手段とありますが、施策検討のための情報として40歳～74歳の国保加入者の中での電話番号保有数はどれほどになるかお教えいただけますか。	約15,000名分です。
	受託事業者が当事業において新たなインセンティブ事業を計画するものなのか、元々実施しているインセンティブ事業の周知を広げる施策を実施するまたはご提案するものなのか、イメージがありましたらお教えいただけますでしょうか。	どちらでも構いません。
	報告内容についてどのような内容をご想定されておりますでしょうか。準備が必要かと思っておりますので、内容のご想定をご教示ください（例：業務進捗、受診者数推移、現状への改善等）。その際、報告すべき内容によっては佐賀市様とのデータ授受が必要になる可能性もありますが、ご対応いただくことは可能でしょうか。加えて、実施方法は対面とオンライン、どちらの手法での実施でも差し支えないでしょうか。	報告内容については、業務進捗、受診者数推移、現状への改善等を想定しています。報告の際にデータの授受が必要な場合は、対応可能です。また、実施方法については、都度、協議させていただきたいと思っております。
	佐賀市内で特定健診受診可能機関は個別機関で130以上あるとお見受けしております。医療機関向けの通知はこのすべての機関に向けて送付が必要となりますでしょうか。もしくは佐賀市様と受託者との協議で決定するものでしょうか。	通知を送付する医療機関については、協議の上、決定して構いません。
	実績の箇所に「個別支援と地域支援とのつながりによる実績(5点)」また、「ミクロ的支援(個別)とマクロ的支援(地域)の相互の視点のバランス(5点)」とあります。より佐賀市様にとって有益なご提案をご準備する上で、それぞれの内容の一例、これまでに取り組まれていた内容等があればお教えいただけますでしょうか。加えて、「相互のバランス」の評価にあたって配点が左右される要素(バランスが良い/悪い)のイメージがあればご教示ください。	今回は、新たに地域へのアプローチを検討しています。市民に対して個別につながり続けることも大切ですが、持続可能な医療と福祉の継続的な支援のために個別支援以外の方法についても、是非、提案されることを期待します。例えば、商工会や学校、地域の自治会等、北部地域の温泉等、地域のあらゆる社会資源への働きかけ方も是非提案していただきたい点です。もちろん、勤奨通知等も同時並行でしていただきたいと考えています。
	主な評価ポイントとして、「コストに対して期待効果が妥当」とありますが、価格の評価は単純な金額によるものではなく、提案内容を踏まえた金額妥当性を加味した判断という認識で認識相違はありませんでしょうか。	相違ありません。